

事業者向け!

参加無料

景品表示法に関する説明会

平成 28 年 4 月 1 日に課徴金制度が導入された改正景品表示法が施行され、平成 29 年 1 月 27 日には初の課徴金納付命令が行われるなど、事業者の方が適正な表示を行う取組みがますます重要になっています。

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

日時 令和 2 年 10 月 29 日 (木曜日) 午後 2 時～午後 4 時

場所 エル・おおさか 南館 5 階 南ホール
(大阪市中央区北浜東 3-14)
※Osaka Metro「天満橋」駅より西へ 300m
※Osaka Metro「北浜」駅より東へ 500m

定員 70 名 (定員を超えた場合は抽選となります)
対象 大阪府内で事業を行っている事業者及び
事業者団体

講師 公正取引委員会 担当職員
内容 景品表示法の概要
景品表示法違反事例
質疑応答等

申込方法 1. インターネット (電子申請) 【令和 2 年 10 月 15 日 (木曜日) まで】

申込期間 電子申請 URL :
<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2020090024>

2. ファクシミリ 【令和 2 年 10 月 15 日 (木曜日) 必着】

FAX : 06 - 6612 - 0090
大阪府消費生活センター事業グループ
※電話による申込みの受付は行いません

3. 郵送 【令和 2 年 10 月 15 日 (木曜日) 必着】

〒559-0034
大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 1 0
アジア太平洋トレードセンター I T M 棟 3 階
大阪府消費生活センター事業グループあて


注意事項 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日の受付において、大阪コロナ追跡システムへの登録、手指のアルコール消毒、マスクの着用をお願いします。また、参加者には各自事前に検温等による健康チェックを行っていただき、発熱等体調不良が認められる場合は参加を自粛いただきますようお願いいたします

2. 新型コロナウイルス感染症の発生状況により、内容変更や延期又は中止する場合があります

主催 大阪府
大阪府消費生活センター事業グループ
問合せ 電話 : 06 - 6612 - 7500 (直通)
FAX : 06 - 6612 - 0090



©2014 大阪府もずやん



2030年に向けて世界が共有した「持続可能な開発目標」です

12 つくる責任 つかう責任

大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。本事業は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。